

琉球大学学術リポジトリ

台湾における相続法改正の動向と課題

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2020-06-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黄, 詩淳, Huang, Siehchuen メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/46068

台湾における相続法改正の動向と課題

黄 詩 淳

一 はじめに

現在、台湾の家族法は、中華国民法の親族編と相続編によって構成されている。そのいずれも、1931年5月5日（台湾では1945年）から施行されている¹。そのうち、親族編は、この十数年間で、もっとも頻繁に改正されている法分野であり、今日に至るまで、法改正はすでに17回にも及んでいる。この法改正は、言うまでもなく、経済成長、産業構造、家族の形態ないしライフスタイルの変化などの社会的要因が背景となっているが、その中でも特に指摘すべきことは、1987年の戒厳令解除である。台湾では1949年5月20日から1987年7月15日まで、38年間もの長期にわたり戒厳が施行され続けた。戒厳令の解除により、政治的には民主化が進み、集会・結社の自由が認められたため、女性団体による積極的な活動が可能となり、その力が親族編改正を実現させたと一般的に評されている²。現実には、親族編の17回の法改正は、戒厳中には1985年の1回のみであり、残りの16回はすべて戒厳令解除後に生じたものである。

それとは対照的に、相続編は1985年、2008年、2009年6月（この二者は同様の理念に基づくものであるため、以下では一括して論じることとする）、

¹ 1945年の日本終戦後、中華民国による台湾の支配が始まるとともに、中華民国の法律が台湾で施行された。その後、1949年、国民党政権は中国大陆から台湾に逃げ込み、その統治地域は事実上台湾（台湾本島、澎湖、金門、馬祖）に限られることになった。中華民国法体系も、この時から台湾でだけ生き延びている。中華民国法は中国で生まれたが、実際に社会に浸透し、実効性を獲得したのは台湾においてである。したがって、本稿は、現在台湾で施行されている民法のことを、中華国民民法または台湾民法と称し、特に断らない限り、両者に区別をつけない。

² 陳昭如「在棄権与争産之間——超越被害者与行動者二元对立的女兒繼承権実践」台大法学論叢38卷4期（2009年）162～163頁。

2009 年 12 月、2014 年 1 月、2015 年 1 月の 6 回の改正を経るに止まっている。従来から高い注目を集めていた親族編とは異なり、相続編に対する社会的な関心は低い³。2008 年と 2009 年 6 月に行われた限定承認を原則とする法改正を除けば、相続編の条文には変動が多くなかったが、関連する他の制度、例えば夫婦財産制や家事事件手続に関する法律が大きく変わったため、相続法の解釈や適用にも少なからず影響を及ぼしている。そこで、本日の他の報告者の内容に関連させるため、以下の二ではまず台湾の夫婦財産制と生存配偶者の保護の問題について取り上げることとする。

また、近年、相続編の全面的改正の計画が進められており、行政院の 2016 年 3 月 31 日の会議において民法相続編の改正草案が採択され、同年末に立法院の審議に付されている⁴。しかし、改正草案は、現代的な相続問題にあまり対応しておらず、私見ではあまり高く評価されていないが、情報提供の観点から、以下の三で少しまとめてみることにする。また、台湾では 2009 年、2017 年に遺産税の税率が改正されており、これにつき四において簡単に紹介する。また、先に述べたように、2016 年相続法改正案は、必ずしも現実のニーズに答えていない。その具体例として、保険・信託等の制度が財産承継のための道具として利用されている現実の状況と、それにより派生する問題について以下の五で検討する。

二 生存配偶者の保護——夫婦財産の清算に関連して

1 配偶者の相続分に関する規定

台湾法における法定相続人は、血族と配偶者の二種類である。まず、血族相続人について、民法 1138 条と 1139 条に規定が置かれている。すなわち、1138 条は、「遺産相続人は配偶者を除き、左の順序で定める。一、直系卑属。二、父母。三、兄弟姉妹。四、祖父母」と規定している。

次に、1144 条は配偶者が常に法定相続人であることを定めている。すなわ

³ その理由は、黄詩淳「台湾における社会の変遷と遺言法」流経法学 12 卷 1 号（2012 年）72～74 頁。

⁴ 改正案と立法理由は、行政院のサイト <https://www.ey.gov.tw/Page/AE106A22FAE592FD/c630b8ca-5109-46f7-86eb-6a9f508f6c2a> からダウンロードできる。

ち、「配偶者は互いに遺産相続の権利を有する。その相続分は左の規定により定める。一、第一一三八条で定めた第一順位相続人と同時に相続するときは、その相続分は他の相続人と相等しい。二、第一一三八条で定めた第二あるいは第三順位相続人と同時に相続するときは、その相続分は遺産の二分の一。三、第一一三八条で定めた第四順位相続人と同時に相続するときは、その相続分は遺産の三分の二。四、第一一三八条で定めた第一から第四順位の相続人がいないときは、その相続分は遺産の全部」である。

そうすると、例えば、被相続人が死亡した時に、その相続人が配偶者 A と子 B、C の 2 人である場合に、A、B、C の法定相続分はそれぞれ三分の一である。仮に同じ例が日本で起きた場合に、配偶者 A の相続分は二分の一で、子 B と子 C の相続分はそれぞれ四分の一である。

そこで、台湾法では生存配偶者に与える保護が足りないかという疑問が生じ、1975 年に司法行政部の民法研究修正委員会で検討された⁵。しかし、その後、1976 年に、行政院長（司法行政部は行政院に属する）がこの改正案に反対していたため、改正作業は中断した⁶。現在まで配偶者の法定相続分に関する条文が改正されたことはない。とはいえ、1985 年に夫婦財産制に剰余財産分配請求権を導入したことにより、配偶者の死亡にあたって生存配偶者が得られる財産は実質的に増加することになった。

2 剰余財産分配請求権の導入（1985 年）

1985 年の民法改正の際には、夫婦財産制の剰余財産分配請求権に関する 1030 条の 1 が新設された。すなわち、「(1 項) 聯合財産関係が消滅したときは、夫または妻が婚姻関係存続中に取得し、現有する原有財産から、婚姻関係存続中に負担した債務を控除した後に、剰余があるときは、双方の剰余財産の差額

⁵ 司法行政部民法研究修正委員会編『中華民國民法制定史料彙編（下）』（司法行政部、1976 年）978 頁。

⁶ 司法行政部民法研究修正委員会・前掲注 5）・985 頁には、行政院長の「法令規章の修正に関する指示」が掲載されている。すなわち、「…法律の改正案を拝読したが、大部分は政策上の修正ではなく、手続あるいは費用の調整だけである。このような改正は、事実上絶対不可欠なものではない。急遽改正するなら、逆に人々に不便をもたらす…」ということで、改正が見送られた。

は、平均で分配しなければならない。ただし、相続またはその他無償で取得した財産は、この限りでない。(2 項) 前項の規定による平均分配が明らかに公平を失うときは、裁判所は、その分配額を斟酌して減少することができる。(3 項) 第一項の剰余財産差額の分配請求権は、請求権者が剰余財産の差額があることを知った時から二年間行使しないことによって消滅する。聯合財産関係消滅のときから五年を経過したときもまた同じである」となっている。その立法理由は、内助の功に対する公平な評価であるといわれている。

当時の台湾の法定夫婦財産制は、「聯合財産制」と称し、スイスの(当時の)法定夫婦財産制である財産併合制(Güterverbindung)に類似しており、夫婦財産の管理・用益・処分権が夫にある。離婚のみならず、夫婦一方の死亡もまた、1030 条の 1 の「聯合財産関係が消滅したとき」に該当すると解されるため、剰余財産分配請求権が発生する。その後、2002 年には夫婦財産制が大幅に改正され、「聯合財産制」が廃除され、代わりに「夫婦別産制」が法定夫婦財産制となったものの、1030 条の 1 の規定する剰余財産分配請求権はなお維持されている。つまり、現在台湾における法定夫婦財産制は、婚姻関係中の夫婦別産制と解消時の剰余財産清算という二本柱から構成されている。

配偶者の中に、剰余が多い方が死亡した場合には、剰余の少ない方(生存配偶者)には分配請求権が生じ、まずはその清算を経てから、残りの財産は相続財産として、民法相続編のルールにしたがって生存配偶者と他の相続人に相続されることとなる。より正確に言えば、生存配偶者が死者に対する剰余財産分配請求権は、死者の相続債務として位置付けられているが、生存配偶者以外の共同相続人だけがそれを相続する。つまり、生存配偶者は(相続人の 1 人にもかかわらず)債務者とならず、債権者であると判例によって解されている⁷。なお、留意すべきことは、仮に死亡した配偶者が剰余の少ない方であれば、死者に分配請求権が発生するはずがなく、そのため、死者の相続人も、この権利を相続し、剰余の多い生存配偶者に対して配分を主張することができないと解される⁸。

⁷ 最高法院 101 (2012) 年度台上字第 941 号民事判決。

⁸ 最高法院 101 (2012) 年度台上字第 1016 号民事判決。

剰余の多い配偶者の死亡時に、剰余の少ない生存配偶者に財産分配請求権が生じるため、生存配偶者の老後の生活保障に資するといえる。しかも、婚姻関係存続中に形成された財産のみが清算の対象となるので、この保障の仕組みは、（日本法のような）単純な相続的構成と比べれば、とりわけ老後再婚の場合には公平的である。このように、生存配偶者の保護に関して、台湾では夫婦財産法的な構成と相続法的な構成の両方を認めた結果、配偶者相続分を引き上げずに問題が解決された。

三 2016年の相続編改正案

この草案は2016年末に立法院に送られたが、まだ通過していない。今回の法改正のポイントは、以下の5つである。

1 代襲相続原因の削減

現行の民法1140条は、「相続の開始以前に死亡したとき」及び「相続権を喪失したとき」を代襲相続の原因としているが、改正草案では、「相続権を喪失したとき」を削除するものとされている。その理由として、相続権を喪失した者の直系卑属が代襲相続し得るものとする、「相続権を喪失した者がなお間接的に被相続人の遺産を相続し得ることと同様であって、相続権喪失の立法趣旨が失われる」ものとされている。しかしながら、不正行為をなしたために相続権を喪失する者とその直系卑属とは異なる主体であって、父母の過ちによって子に不利益が及ぶことは妥当ではないし、また多数の外国の立法例にも反するもので、草案の理由は十分とは言えない。

2 相続権の喪失事由の追加（民法1145条）

(1) 被相続人に対する重傷害を相続権喪失の事由として追加された他、(2) 正当な理由なく被相続人に対して扶養義務を尽きなかったことをも相続権喪失（剥奪）の事由として追加された。

(2) の場合について、改正草案は、後日に証明の困難が生じることを避けるために、被相続人が相続権を剥奪する意思表示するときは、遺言、書面、録音、録画その他真意を確認するに足りる方式によりこれをなさなければなら

ないものと定めている。しかしながら、遺言によりなさなければならない遺贈と比べて、相続権の剥奪の効果はより強力であるのに、必ずしも遺言によりこれをなす必要はないものとされており、また裁判所による審理・確認も要しないものとされている。遺贈と比べると、相続権剥奪の方式は非常に均衡を失っており、今回の改正でもこの点は改善されていない。

3 相続回復請求権の行使期間

相続回復請求権が時効によって消滅した場合に、真正相続人が別途に物権的返還請求権（台湾民法 767 条 1 項）を主張し、表見相続人に対して目的物の返還を求められるかについて、台湾では従来、肯定説と否定説とは強く対立し続けてきた。2018 年 12 月 14 日に公表された大法官會議積字 771 号解釈は、否定説を採用した最高法院 40（1951）年台上字第 730 号民事判例と司法院 37（1948）年院解字第 3997 号解釈⁹を、国民の財産権を保障する憲法 15 条に反するものとして違憲の宣告を下した。そうすると、現在では、相続回復請求権が消滅時効にかかっても、（物権的請求権の消滅時効である）15 年以内であれば、真正相続人はなお所有物返還請求権を主張することが可能となる。

相続法改正案は、憲法解釈の作成前に作られたものの、相続回復請求権と物権的返還請求権との関係をめぐる従来争いを避けるべく、相続回復請求権の時効を、現行法の 2 年と 10 年から、「相続財産が侵害された時から 15 年」（つまり所有物返還請求権の時効と同様）に改めることとされている。

4 遺言の方式の現代化

情報技術化という時代の趨勢に対応して、草案では、筆記を必要とする遺言は、自筆遺言を除き、コンピューターで作成した書面をもってこれに代えることができるものと規定されている。また、失語者は公証人の前で遺言の趣旨を口述することができないことを考慮して、公証遺言及び代筆遺言についての「口述」を「陳述」と改め、筆談等の表現方法によってもこれをなし得るものとしている。

⁹ その具体的な内容は、相続回復請求権が時効によって消滅した場合に、真正相続人が相続権を失い、代わりに表見相続人がその相続権を取得するため、真正相続人がもはや所有権に基づく返還請求権を行使することができない、としている。

5 遺留分比率の引き下げ

民法 1223 条は遺留分の比率を定めているが、現行法の 2 分の 1 のところを 3 分の 1 に引き下げ（配偶者、直系卑属、父母の遺留分）、現行法の 3 分の 1 のところを 4 分の 1 に引き下げる（兄弟姉妹、祖父母の遺留分）ものとされている。これに対して、遺留分の削減は、共同相続人間とりわけ男性相続人と女性相続人との平等を害しないかという疑いが提起され、最終案がまだ取りまとめていないようである¹⁰。

上述の改正内容は、従来の実務・学説において争いのある一部の問題を解消しているものの、必ずしも現代の高齢社会のニーズに十分に対応していない¹¹。

四 遺産及び贈与税法の改正

この 10 年間、台湾は遺産税率に関して 2 回にわたる改正を行ってきた。

1 2009 年改正前

2009 年 1 月、遺産と贈与の税率に関して重大な改正が行われた。改正前の税率は、課税遺産・財産の総額が高ければ税率も高くなる累進課税方式が採用されていた。例えば、課税遺産総額が 60 万元以下である場合は、税率は 2% であり、課税遺産総額が 60 万元を超え 150 万元以下である場合には、税率は 7% であった。なお、遺産税の最高税率は、課税遺産総額が 1 億元以上である場合の 50% であった。

¹⁰ この問題について法務部は研究者に報告書の作成を依頼した。すなわち、黄淨倫「民法繼承編修正草案性別影響評估報告：以生前特種贈与与特留分規定为中心」29～30、42 頁は、2018 年 8 月 31 日までの各地方裁判所によって下された遺留分の判決を集め、整理したところ、原告勝訴の判決は 65 件であり、そのうち、47 件の遺言による財産処分の受益者は遺言者の男性の子孫であり、さらに、そのうち、遺留分減殺請求権者が遺言者の娘であるケースは 30 件（すなわち、全体の 46.2%）である。したがって、台湾では遺留分にはなお男性相続人と女性相続人との平等を維持する意味があり、現行民法 1223 条に定められた遺留分の割合は改正すべきでない」と述べられた。

¹¹ 同様な指摘は、陳明楷「台湾における相続法の沿革と相続法改正の社会的背景」新・アジア家族法三国会議編『高齢社会における相続法の課題』（日本加除、2019 年）56 頁を参照。

2 2009 年 1 月 21 日改正後から 2017 年 5 月 10 日改正まで

2009 年の改正により、累進課税方式が撤廃され、遺産・贈与の総額を問わず、一律に 10% の税率が適用されることになった。法改正の目的については、遺産税・贈与税の税率を下げなければ国民の資産が海外に流出することが避けられず、減税により、財産を多く持っている人々の資産を台湾へ移動させ、台湾の経済を活性化させることができると説明されている。

3 2017 年 5 月 10 日改正

人口の高齢化と共に、介護に対するニーズも増大しているが、現在、台湾はいまだに介護保険制度を導入しておらず、税金をもって介護措置の財源としていている。これを確保するため、2017 年に遺産及び贈与税法を改正し、一部の税率を引き上げ、それによって増加した税収入を介護のために運用することが図られた。同年改正後の遺産税率は、課税遺産総額が 5000 万元以下である場合は 10%、5000 万元～1 億元の場合には 15%、1 億元以上の場合には 20% となっている。

五 残された課題 —— エステイト・プランニングに対する法的評価

1 遺言信託

台湾で信託制度を利用する人は多くないものの、遺留分に抵触する遺言に関する紛争がすでに現れている（高等法院台中分院 97（2006）年度重家上字第 5 号判決）。裁判所は、遺言信託が遺留分を侵害する部分は減殺の対象となるとしており、これは通説の見解と同様であるが、遺留分減殺額をどのように計算するかについては、学説と異なる見解を採用している。

学説においては、相続人が遺言信託について遺留分減殺を主張するときは、信託法 17 条 2 項の規定により、信託利益を享受する権利を放棄した上で、遺留分減殺権を行使することができるとの見解がある¹²。また、受益権は実質上の所有権であるから、相続人が減殺権を行使したとしても、なお信託受益権の

¹² 方嘉麟『信託法之理論與實務』（元照、2003 年）252 頁、潘秀菊「從遺囑信託與成年安養信託探討台灣現行信託商品於發展上所面臨之障礙與突破」月旦財經法雜誌 17 期（2009 年）103 頁。

利益を享受することができ、信託の利益をその者が得るべき遺留分の価額に算入するべきとの見解もある¹³。これに対して、裁判所の計算方式はこれら2つの学説とは異なっている。本件遺言信託は遺留分減殺権者を信託の収益受益者としているにも関わらず、裁判所は、遺留分減殺権者が遺産から得る利益を計算する際に、信託の収益を算入せずに、信託財産以外の遺産の相続分に応じた価値のみを、遺留分減殺権者の得る遺産として計算している。

裁判所のこうした見解は、日本の受託者説（受託者に対して減殺請求を行い、その効果として所有権が回復されるため、信託の崩壊を招く）¹⁴とも受益者説（受益者に対して減殺請求を行い、信託関係は存続し、減殺時に遺留分権利者の受益権の価額を計算することを要する）¹⁵とも異なる。ただ、現在まで日本の学説が想定している事例は単純に過ぎる¹⁶のに対し、本判決の事案は非常に複雑である。第1に、被相続人には信託財産以外に他の未分割の遺産があり、第2に、本件の信託財産については、「収益受益権者」のほかに「元本受益権者」が設定されており、第3に、遺留分権利者の余命年数は定かではないため、受益権の価値を確定することが難しい。日本の受益者説の方が信託の本質には合致するものの、この説を採ると、減殺額を計算するのが困難となってしまうため、受託者説を採った方が結論は明快かもしれない。

2 生命保険の保険金給付

台湾の保険法11条は、「保険金額について、被保険者の死亡時にその指定する受益者に給付するものと約定したときは、その金額を被保険者の遺産としてはならない」と定めている。通説は、この条文を根拠として、保険金は「遺

¹³ 林炫秋「論遺囑信託之成立與生效」興大法學2期（2007年）68頁。

¹⁴ 川淳一「受益者死亡を理由とする受益者連続型遺贈」野村豊弘＝床谷文雄編『遺言自由の原則と遺言の解釈』（商事法務、2008年）28頁。

¹⁵ 飯田富雄「遺言信託に関する考察（その三）——遺言信託の効力について（5）」信託19号（1954年）11頁。

¹⁶ 例えば、道垣内弘人「さみしがりの信託法第8回 誰が殺したクックロビン」法学教室339号（2008年）85頁、三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早稲田法学87巻1号（2011年）45頁、沖野眞己「信託法と相続法——同時存在の原則、遺言事項、遺留分」水野紀子編著『相続法の立法的課題』（有斐閣、2016年）45頁が挙げた例を参照。

産」ではない以上、遺言により保険受益者の指定（又は保険利益の処分）をなしたとしても、民法 1187 条にいう「遺言による遺産の処分」に当たらないため、遺留分に関する規定に従う必要はないものとする。そのため、台湾においては、生命保険が遺留分を回避するための最良の道具となっている。

もっとも、税法上はこのように解釈されていない。国税局は、保険金は「遺産」に属しないため、その給付につき遺産税は課されないのが原則であるものの、保険料を一括払いするタイプの保険契約であることが明らかであり、かつ保険に加入したのが死亡の 2 年前以内であるときは、その契約目的は遺族に対する保障ではなく、租税回避であるものと認定し、実質課税の原則に基づき、当該保険給付金を遺産とみなして、合わせて計算して遺産税を課すものとしている。

そのため、保険法 112 条の立法目的（保険を利用して遺留分及び遺産税を回避することを奨励しているのか、それとも実は他の考量に基づくものなのか）や比較法に関してさらなる考察を行い、保険と相続法の関係を再検討すべきであると思われる。

六 結びにかえて

日本の学説は、相続法の基本要素を、①相続人、②被相続人、③相続財産、④相続プロセスと分類し、従来の研究は①相続人（範囲、順位や相続分の割合の問題）と②被相続人（遺言をめぐる問題）に集中していたのに対して、最近では、③相続財産と④相続プロセスについて検討し、より法技術を重視する研究が増えてきたと指摘されている¹⁷。近年、台湾の人口構造と家族の形態が激しく変化し、相続に関する争いも増えつつある¹⁸。実際に台湾の裁判所で取り扱われるものには、間違いなく③相続財産と④相続プロセスの問題が増加している。この複雑化してきた現実に対する台湾の学説の反応はまだ薄く、研究対象

¹⁷ 大村敦志「偶感・現代日本における相続法学説」水野紀子編著『相続法の立法的課題』（有斐閣、2016 年）286 頁。

¹⁸ 陳惠馨「民法繼承編規範設計與司法実践」月旦法學雜誌 260 期（2017 年）68 頁は、民事第一審事件のうち、相続事件は 1996 年～2015 年の間に 3 倍も増え、しかもこの増加の割合は他の事件類型（例えば不法行為、土地所有権事件等）より多いと述べている。

の拡大は未だ見られず、財産法の研究者が相続法の研究に加わることがまだ多くない。そのためか、今回の2016年改正案も、実務の変化と新たなニーズを完全に取り込んではいない。10数年前、筆者が「裁判例の蓄積を待つ必要がある」と評した¹⁹台湾の相続法の状況は、現在はむしろ「学説の蓄積を待つ必要がある」という段階に変わってきている。

¹⁹ 黄詩淳「台湾法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能（2）——特に日本法との対比で」北大法学論集 57 卷 5 号（2007 年）429 頁は特別受益に関する裁判例、426 頁は特別受益の持戻しに関する台湾の裁判例の少なさに言及し、「以上のような議論は専ら学説上の論争にとどまっているため、その最終的な解決は今後の実務の進展を待つしかない」と述べている。また、黄詩淳「台湾法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能（3）——特に日本法との対比で」北大法学論集 57 卷 6 号（2007 年）410 頁も、当時には相続分の指定に関する裁判例が 2 件のみ見つかった。

